

関西 労災 職業病

関西労働者安全センター
2020. 7.10発行〈通巻第512号〉200円

〒540-0026 大阪市中央区内本町1-2-11 ウタカビル201
TEL.06-6943-1527 FAX.06-6942-0278
郵便振替口座 00960-7-315742
近畿労働金庫梅田支店 普通 1340284
E-mail : info@koshc.jp
ホームページ : http://koshc.jp/



泉南型国家賠償で除斥期間を理由に棄却	2
すべての働く人が真っ当な給付を受けられる 労災保険特別加入制度へ	3
死ぬまで元気です vol.26 右田孝雄	8
韓国からのニュース	10
前線から	14
雇用なき労働と外国人労災／三重	
射出成形機による切断事故その2 インドネシア人労働者／三重	
会社飲み会後の事故を通勤災害と認定／大阪	

泉南型国家賠償で 除斥期間を理由に棄却

奈良地裁

断熱材メーカーとしてアスベスト含有材を製造していた「ニチアス」の子会社である竜田工業で就業し、石綿肺に罹患していた元従業員に関する泉南型国家賠償訴訟の判決で、6月23日、奈良地裁は損害賠償請求権が消滅する除斥期間を経過したことを理由に棄却した。

被災者は2012年に亡くなっていて、遺族が分かっていることは、被災者の石綿肺について2005年に管理区分2の決定を受けたということだけである。しかし、竜田工業に在籍中の1993年にすでに管理区分2の決定を受けていたことが国が提出した資料から明らかになり、この時期を起算点として裁判所は判断したのである。

管理区分決定については被災者に専属する情報であり、情報開示請求で得られるものではない。遺族による、故人のアスベスト労災請求情報について開示を認める判決が確定しているが、労働局によるとこの判決限りで他の事案に波及するものではないという。そうなるまで提訴するまで除斥期間を過ぎていたということは知る由もなく、その一方で、国家賠償訴訟に関する個別周知を厚生労働省から送付されていることを考えると、遺族がこの結論に納得できないのはもっともである。



記者会見する長部研太郎弁護士（左）と網本知晃弁護士

1993年から2012年までの約20年で、石綿肺の症状は進行したとも考えられるが、国による疾病の判断のみを基準とする判示され、踏み込んだ判決とはならなかった。今後は控訴審で争っていくことになる。

奈良地裁では、これまで40名のアスベスト労災被災者について7度の損害賠償訴訟が提起され、その多くがニチアス王寺工場を始めとするニチアス関連企業である。本年4月にも新たに3名の被災者について訴訟が提起されたほか、今後も個別周知が行われるごとに訴訟件数は増加していくと考えられる。

これからの課題は、本来であれば管理区分決定を受けるべき元労働者が、中皮腫や肺がんの疑いがないというだけで、未だに症状の進行について適切な判断がされていないことを掘り起こしていくことだろう。

すべての働く人が真っ当な給付を受けられる 労災保険特別加入制度へ 農業分野の災害多発からみえる労災保険の問題点

自営農業者の労災保険加入は 7.4%

業務が原因で労働者がけがや病気になったり死亡したときは、使用者が補償をする義務を負う。その補償責任を担保するため、労災保険制度があり、被災労働者は保護される。しかし労働者以外であっても、業務の実情、災害の発生状況からみて労働者に準じて保護することが適当な場合がある。一定の定められた人について、特別に任意で労災保険に加入を認めているのが特別加入制度だ。

2018年の農作業事故による死亡が274人と、明らかな災害多発産業である農業は、被災者の大半を労働者ではない人々が占めている（前号の「埋もれている農作業死亡災害」参照）。それでは、労災保険による農業者に対する保護はどのくらいカバーできているだろうか。

農業従事者の特別加入は、一定規模の農業の事業場で一定の危険有害な農作業に従事する者（特定農作業従事者）、特定の農

業機械を用いて一定範囲の農作業を行う者（指定農業機械作業従事者）、常時300人以下の労働者を使用する事業主と家族従事者（中小事業主等）の3種類となる。

厚生労働省の資料によると、2018年度末現在で、特定農作業従事者としての加入は67,305人、指定農業機械作業従事者は30,574人、中小事業主等は31,412人である。合計すると、農作業従事者のうち労災保険による保護の対象となっているのは129,291人ということになる。

「農林業センサス」による農業就業人口（基幹的農業従事者と、兼業ではあるが農業の従事日数の方が多い農業従事者の合計）は同年で175.3万人である。この数字には、雇用労働者として農業に従事する労働者を含まない、「自営農業」についての数字なので、ちょうど農業の特別加入制度の対象と重なることとなる。したがって現在の加入者数129,291人を175.3万人で除して得られた数字、7.4%が労災保険の加入率ということになる。

たいへんな労働災害多発産業なのに、手

厚い保護内容が完備された労災保険制度がほとんどと言ってよいほど活用されていないのだ。どうしてだろうか。

原則フルタイムだけの特定農作業従事者

特別加入制度の要件はどうなっているだろうか。

まず特定農作業従事者の特別加入の要件は次のいずれもを満たすものとされている。

- ①「年間の農業生産物（畜産及び養蚕に係るものを含む）の総販売額が300万円以上」または「経営耕地面積が2ヘクタール以上」の規模（この基準を満たす地域営農集団などを含む）を有している。
- ②土地の耕作・開墾、植物の栽培・採取、家畜（家きん及びみつばちを含む）・蚕の飼育の作業のいずれかを行う農業者（労働者以外の家族従事者などを含む）である。
- ③次のアからオまでのいずれかの作業に従事する。
 - ア 動力により駆動する機械を使用する作業
 - イ 高さが2m以上の箇所での作業
 - ウ サイロ、むろなどの酸素欠乏場所での作業
 - エ 農薬の散布の作業
 - オ 牛、馬、豚に接触し、または接触する恐れのある作業

①の規模についての要件は、自営農業従事者の175.3万人をおおむねの対象としていることを表している。そして③は労働

災害の危険が想定される作業の内容を列挙するものとなっている。

ここで疑問がわくのは、②の農業そのものの定義に関わる要件は別として、規模の限定と危険作業の特定は、要件として必要かということである。

規模要件は、他の仕事を主としていて農業も自営する兼業農家（いわゆる第2種兼業農家）のほとんどを排除することになる。この第2種兼業農家で農業機械を扱うなど、危険な作業を行う農業者は、相当な数いるはずだ。とくに農業を主としない兼業農家の従事者は、毎日いつも農業機械を扱うわけではなく、熟練しないまま作業に従事することにより、労働災害に被災する頻度はより多いことになる。この災害多発が予想される集団をあらかじめ排除してしまっているというわけだ。

そして従事する危険作業をア～オの5種類に限定することにどれほどの意味があるだろう。特別加入者となって被災したときに、業務上災害かどうかは労災保険法の業務上外の判断基準によって判断することになるわけで、もちろん5種類の作業に限定されるわけでもない。特定農作業従事者は、はじめから入口で多くの加入を阻むものとなっているのである。

使う機械限定の指定農業機械作業従事者

指定農業機械作業従事者についても同様のことがいえる。対象となる人は、土地の耕作、開墾または植物の栽培、採取の作業であって厚生労働大臣が定める種類の機械

を使用する人となっている。その機械は昭和 40 年労働省告示第 46 条で次のように列挙されている。

- ①動力耕うん機その他の農業用トラクター
(耕うん整地用機具、栽培管理用機具、防除用機具、収穫調整用機具又は運搬用機具が連結され、又は装着されたものを含む。)
- ②動力溝掘機
- ③自走式田植機
- ④自走式スピードスプレーヤーその他の自走式防除用機械
- ⑤自走式動力刈取機、コンバインその他の自走式収穫用機械
- ⑥トラックその他の自走式運搬用機械
- ⑦次の定置式機械または携帯式機械
 - ・動力揚水機
 - ・動力草刈機
 - ・動力カッター
 - ・動力摘採機
 - ・動力脱穀機
 - ・動力剪定機
 - ・動力剪枝機
 - ・チェーンソー
 - ・単軌条式運搬機
 - ・コンベヤー
- ⑧無人航空機（農薬、肥料、種子、もしくは融雪剤の散布または調査に用いるものに限る。）

農業で使用する機械は、ほぼ網羅されているということだろうか。最近では⑧のドローンを新たに加えたのが記憶に新しい。

さてこれも、これだけもれなく機械を列挙することの意味はどこにあるだろうか。

指定農業機械作業従事者は、小規模農家つまり第 2 種兼業農家のような市営農業者であっても危険度が高い作業が多いので特別加入の対象とするという制度目的がある。そして機械を限定することとした理由については制度創設時の通達（昭和 40 年 11 月 1 日基発第 1454 号）で次のように説明している。

「小規模農家を含めた自営農業者については、その業態の特殊性、災害発生状況が的確に把握されていない現状等を考慮し、重度の障害を起こす危険度が高いと認められる種類の農業機械を使用する一定の農作業に従事する者に限ることとした。」

重大災害の可能性が多い人々を保護する必要があるからと、その対象を限定しているというわけだ。本当に限定する必要があるといえるだろうか。

どこにもあるわけではない加入団体

さて、農作業従事者が労災保険に加入するためには、どういう手続きが必要だろうか。中小事業主等については、労働保険事務組合に事務委託をすることが要件となっている。特定農作業従事者と特定農業機械作業従事者については、その作業従事者の団体（特別加入団体）に加入して、労災保険の適用を受けることについて申請をし、それを政府が承認して適用されることになる。その特別加入団体は、日本全国で特定農作業従事者について 443 団体、指

定農業機械作業従事者について 409 団体ある（2018 年度末現在）。

ずいぶんたくさんあるようにみえる。地域の農協が作った団体や、地域で活動する農事組合法人で取り扱うような事例もみられる。当然農業県といわれる地方では団体数も多いが、そうでない地方は全くないこともある。例えば大阪府は両方の団体ともにゼロとなっている。

農作業従事者にどのように周知を図っているかということが任意加入である特別加入では問題になるが、十分な努力が各方面で図られているとは言い難いのが現状だ。

兼業は入っても意味ない??

さらに保険料の負担の問題がある。労災保険料率は、中小事業主等の場合は、普通の保険料率で農業の場合は 13/1000 となっている。特別加入で特定農作業従事者は 9/1000、指定農業機械作業従事者は 3/1000 となっている。特別加入者は給付基礎日額を収入の実情に合わせて 3,500 円から 25,000 円の 16 段階から希望額を選ぶことになり、その額×365 となる年間収入に保険料率をかける。

土日を農業に費やし、田植えと稲刈りの時期だけは会社を休んで農業機械を操作して農作業に勤しむ、そういう兼業農家の農業従事者にとって、被災すると本業である会社の勤務を休業することとなり、収入は激減する。それをカバーするためには、会社の賃金も含んで算出された給付基礎日額を選ばないと実際に見合った給付が受けら

れないこととなる。だとすると、年間の就業時間が少ないのに、保険料負担は大きいということになり、負担と保険利益のバランスが取れない。

従来の特別加入制度の最大ともいえる制度矛盾はこの問題ではなかろうか。労災保険制度の優位性が理解できたとしても、特別加入はあくまでもフルタイムの専業従事者でなければ損ではないかという判断が成り立つ。

複数就業者の法改正で合理的な特別加入に

この問題に解決の道が引かれたのが、今年の春に成立した複数就業者にかかる労災保険法の改正だ。この 9 月 1 日に施行される改正では、複数の事業場で働く労働者が被災して休業補償等の給付を受けるとき、その給付基礎日額の算定基礎となる賃金は、働いている事業場すべての賃金を合算することになった。このときのすべての事業場とは、労働者としての賃金だけでなく、特別加入の給付基礎日額も含まれる。

つまり兼業農家の農業従事者が特別加入をするときは、その就業時間や収入に見合った加入が可能となるわけだ。たとえばいつもは会社員として働いている指定農業機械作業従事者としての特別加入者は、その就業時間からみて給付基礎日額は最低の 3,500 円で加入をする。万が一、農作業中に労働災害に被災した場合、休業補償や傷害補償などを受けるときに給付基礎日額の計算は、3,500 円と会社から受け取っている被災直前 3 か月の平均賃金が合算される

こととなる。

特別加入制度の運用から言っても、これまでに比べて明らかに合理的な制度に労災保険制度が生まれ変わるといっても過言ではない。災害が多発する農業分野で労災保険を活かすために新たな取り組みを進めることが求められているといえよう。

働く人に真っ当な給付がある特別加入に

労災保険法の改正は、複数就業者一般の改正としては現在周知が図られつつあるが、その改正内容にもなって特別加入制度自体にも大きく運用に影響を及ぼすこととなる。ここまで述べてきた農業分野の特別加入制度もさることながら、様々な業種に加入についてもいえることだ。

問題は、中小事業主等の110万人、一人親方等の60万人、11万人の特定作業従事者に合理的な加入手続きを周知する必要があるということだ。また、農業分野だけではなく、制度上加入を見送ってきた

人々への周知も必要といえよう。

厚生労働省は、特別加入制度について意見を募集している。

「働き方が多様化する現在、複数就業者が増加しており、労働者以外の働き方で副業・兼業をする方が一定数おられます。

厚生労働省では、このような社会経済情勢の変化を踏まえ、労災保険における特別加入制度の『対象範囲』や『運用方法』などについての見直しを行い、労働政策審議会労働条件分科会労災保険部会で検討する際の参考とするため、『対象範囲』について、国民の皆さまから提案・意見を募集します。」

特別加入制度を、働く人すべてに真っ当な災害時の給付があるような制度に改正できるように、今後の動きに注目する必要がある。

安全センター情報

全国労働安全衛生センター連絡会議（略称：全国安全センター）は、働く者の安全と健康のための全国ネットワークとして、1990年5月2日に設立されました。

最新情報満載の月刊誌「安全センター情報」を発行しているほか労働安全衛生の取り組みを行っています。

いつでもお気軽に度相談、お問い合わせください。

●購読会費（年間購読料）：10,000円 ●一部：800円

●お申し込み：全国労働安全衛生センター連絡会議

Tel:03-3636-3882 Fax:03-3636-3881

ホームページリニューアル

URL: <https://joshrc.net/>

死ぬまで元気です

Vol.26 右田 孝雄



皆さま、お元気ですか？私はコロナ禍の中、ステイホームでなるべく大人しくしていたのですが、先日6月19日金曜日から39度前後の高熱に侵されて「ひょっとしたらコロナかも」と頭を過ぎりました。ロキソニンで一旦は熱は下がるのですが、翌日にはまた発熱することを繰り返し、月曜日の午後に病院に行き、細菌性の肺炎と診断され、抗生物質の投薬でようやく熱も出なくなりました。5日間も39度前後の熱が出たのも初めてで、やはり主治医からはコロナ感染も疑われてPCR検査もしました。

コロナ感染は絶対にはないと思っていましたが、いざPCR検査をして翌日の結果の連絡まではハラハラドキドキ、万が一コロナだったらどうしようと不安に駆られていました。夕方、病院からの電話で陰性と連絡を受け、ホッと一安心できました。しかしながら、肺炎はきちんと治さないといけないのでステイホームの延長戦を余儀なくされました。

おかげさまで現在は肺炎も全快し、中皮腫もアリムタが奏功しているようで痛みや息苦しいといった症状も特にありません。アリムタ投薬の3日後辺りから軽い吐き気はあるものの一週間も経てば忘れたよう

に食欲も戻ってきます。

ところで、皆さんはうどんは好きですか？

私、丸亀製麺のうどんが大好きなんです。うどんを食べに行く時は必ず丸亀製麺にするんですが、こんな食べ方できるの知っていますか？

うどんを注文する際、空の丼をいただいてそこに明太子のおにぎりを入れて、トッピングの天かすとネギを好みの分だけ入れます。そこにうどんの出汁を注げば140円で即席の明太子出汁茶漬けのでき上がり。それにかけるうどんに海老天とイカ天、天かすとネギをトッピングして出汁をたっぷり注ぎます。出汁に浸かった天ぷら最高に美味ですよ。一度お試しを。

他にもカレーうどんを注文して、うどんとカレーを別々の丼に入れてもらって、う



どんをカレーのつけ麺で食して、余ったカレーにおにぎりを入れると、カレーうどんとカレーライスも楽しめます。丸亀製麺では他にもワサビやショウガ等無料のトッピングがありますので、あなた自身の好みの創作うどんが作れますよ。

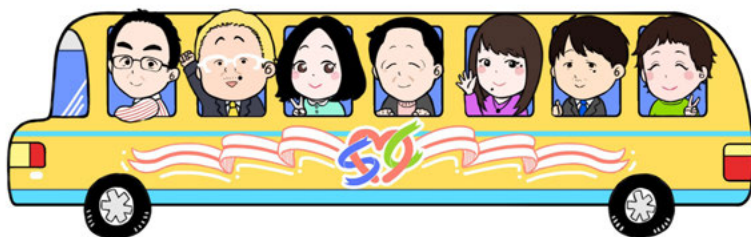
私から食欲を取ったら、ストレスが溜まって病気も悪化するってもんです。

これからも、どん欲に美味しいものを見つけてはいただいて免疫力を高めていきたいですね。



中皮腫ポータルサイト
みぎくりハウス

<https://asbesto.jp/>



中皮腫患者による、中皮腫患者のための情報発信、
交流の場！！

お問い合わせは、**0120-310-279** 中皮腫サポートキャラバン隊

「余命」1年と告げられ18年後の今
を生きる「中皮腫」患者の闘病記録

栗田 英司 著

- 「中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会」会員
- 「日本肺がん学会」ガイドライン検討委員会胸膜中皮腫小委員会委員

■出版社：星湖舎

<http://sksp.biz/index.html>

■体裁：四六判、本文184頁、ソフトカバー

■定価：本体1500円＋税

ISBN978-4-86372-097-8 C0095

【お問い合わせ】

関西労働者安全センター

TEL:06-6943-1527 FAX:06-6942-0278

mail to:koshc2000@yahoo.co.jp

「余命」1年と告げられ18年後の今を生きる
「中皮腫」患者の闘病の記録

もはや
これまで

〈付〉聞き書き6人の患者の場合

栗田 英司

生きるとは？死ぬとは？中皮腫でお悩みの方、
がんでお悩みの方、さまざまな病気に直面し
お悩みの方、ぜひ手にとってみてください。
この本には「希望」があります——。

SEIKOSHA

韓国からの ニュース

■マスクをして酷暑期を送る労働者たち

公共輸送労組が記者会見を行って「近付く酷暑期に、労働者を保護する対策を樹立せよ」と要求した。

この日の記者会見で労働者は「最も暑いと予想される酷暑期に、マスクを使って仕事をするのは現実的に不可能だ」と話した。

集配労働者は酸素不足を心配した。釜山・蔚山・慶南圏域労働者健康権対策委員会の調査報告書によれば、集配労働者の作業時の平均心拍数は分当たり105回で、一般男性の60～80回との差が大きい。建設機械製造(92回)、重工業(102回)、鋳物作業(94回)の労働者より高い。飛沫を遮断できるKF80・KF94マスクは酸素透過率が低く、息をするのも難しい。集配労組委員長は「夏にマスクをして働くのは不可能」と話した。

調理室の労働者も暑さを心配した。公共輸送労組教育公務職本部副本部長は「今の状況だと、最も暑い夏に、調理室の労働者は息をするのも苦しいマスクを使って働かなければならないと話した。学校給食従事者を調査した結果、88.6%が業務中に熱気で頭痛・めまい・嘔吐・倒れるという経験をしていた。猛暑対策は、ない(58.2%)か、水を飲む(26.9%)程度だった。

労組は「マスクを着用して働ける条件は、1人当りの作業量を減らすこと」とし、「政府が1人当りの作業量を縮小するように事業主に強制するべきだ」と要求した。2020年6月4日 毎日労働ニュース イム・セウン記者

■産業災害が「世襲」される社会で「悪い人」とは、お父さん

障害者労働者キム・ジェスン(27)さんが先月22日、破碎機に巻き込まれて亡くなった。事業主は「キムさんはやらせてもいない仕事をして、死んだ」、キムさんの過失だと話した。キムさんの父親キム・ソンヤンさんは危険な労働環境が呼んだ事故だと確信した。大工をしていた彼もやはり、2002年に産業災害で指を失って障害者になったからだ。8日、全国障害者差別撤廃連帯の主催で、「故キム・ジェスン障害者、青年、労働者の社会的殺人糾弾記者会見：30年の障害者雇用政策への死亡宣告」が行われた。キム・ソンヤンさんは「醜い親父としてこの場に立って発言するということ自体、申し訳なく恐縮する」と、しばらく頭を下げた。産業災害が父親から息子に世襲される社会で、「悪い人」とは、父親だけだった。

「故キム・ジェスン労働市民対策委員会」真相調査団は2日、中間報告書でキム・ジェスンさんの死は「予想された人災」だったという結論を出し、知的障害者を単独で高危険作業に従事させたことが事故原因だと指摘した。「会社は危険性の高い樹脂破碎機の試運転と点検作業を、知的障害者のキムさんが一人ですることについて、黙認したり指示した」



キム・ジェスンさん焼香所を訪ねたキム・ヨンギョンさんのお母さん

と、会社の主張に反論した。二人一組作業を遵守していない点、最も重要な安全装置である非常停止リモコンとカバーがなかった点なども原因とした。

キム・ジェスンさんは昨年4月に仕事を辞めた。仕事が余りにきつかったためだった。しかしキムさんは3ヶ月目に再び戻ってこなければならなかった。全障連・組織局長は「重度の障害者を受け入れる産業現場はどこにもない。キムさんには、危険千万なここが、唯一許された働き場所だったのだろう」と話し、「最も脆弱な人たちに、最も危険な労働が強要されているのが現実」と指摘した。

キム・ソンヤンさんは「障害者でも非障害者でも、平等に待遇されて、一緒に、見合った仕事ができる社会にならなければならない」と強調した。彼は「産業現場の安全は労働者と事業主、労働部と国と一緒に守らなければならない」と強調した。続けて「もう二度と若い青春が物を言えずに死んだり、口惜しく死んではいけない」と、重大災害企業処罰法の制定を求めた。

重度障害者の働き場所の不足が最も根本的な問題だという声も出た。障害者自立生活センターのチュ・キョンジン活動家は「重度障害者にも安全に働ける職場があれば、このような事故は起きなかった」とし、昨年の雇用労働部の障害者雇用現況によれば、障害者雇用義務事業者2万9千ヶ所で働く障害のある労働者は22万人で、全障害者250万人の1/10にもならないと指摘した。2020年6月8日 民衆の声 カン・ソクヨン記者

■ 21代国会で再び浮上した「重大災害企業処罰法」

ソウル地下鉄九宜駅のスクリーンドア死亡事故、石炭火力発電所のキム・ヨンギョン労



働者死亡事故、ハンエクспレス利川物流センターの火災惨事、光州の破砕機による狭窄死亡事故など、毎年2千人以上の労働者が死んでいく国。2013～2017年の5年間で、産業安全保健法に違反した法人に宣告された平均罰金額が448万ウォンで済む国。企業と経営責任者はいつもドジョウのようにスリリと抜け出して、軽い処罰に終わる国。

カン・ウンミ正義党議員は11日の記者会見で「重大災害に対する企業および責任者処罰などに関する法律制定案」を発議したと明らかにした。制定案は正義党の1号法案でもある。

制定案は20代国会で故ノ・フェチャン議員が発議した、企業と経営責任者が安全管理の主体であり、安全事故による重大災害は企業犯罪で、処罰対象であることを明確にした「災害に対する企業および政府責任者処罰に関する特別法制定案」を土台に、新しく重大災害に対する定義規定を導入し、特殊雇用労働者の事業主の責任も明確にした。処罰の量刑を、死亡時3年以上の有期懲役(下限型)または5千万ウォン以上、10億ウォン以下の罰金、故意または重大過失の場合、損害額の3倍以上、10倍以下の損害賠償とした。立証の責任を事業主と法人または機関が負担し、営業許可取り消しまで可能な条項が盛り込まれた。

記者会見に参加した キム・ヨンギョン財団のキム・ミスク理事長は「息子が事故に遭って1年半が過ぎたが、ヨンギョンの同僚の境遇は変わっていない」とし、「イギリスが重大災害企業処罰法で産災事故を顕著に少なくしたので、今がチャンス」と強調した。

イ・サンユン重大災害企業処罰法制定運動本部・共同代表は「韓国社会の最も大きな問題は不平等で、不平等の最も克明な形が産災死亡」とし、「21 代国会は政治的な解決法として、不平等な産災死亡問題を解決せよ」と主張した。2020 年 6 月 12 日 毎日労働ニュース ヨン・ユンジョン記者

■職場内いじめ禁止法1年／暴言・暴行は相変わらず

職場内いじめ禁止を内容とする勤労基準法の改正が施行されて1年。会社で暴言と暴行に遭ったと訴える労働者の声は減らない。制度を改善せよという要求も出ている。

労組があって、職場内いじめ予防教育を受ける公共機関と大企業では事件が減っているが、民間中小企業では法があることさえ知らない。雇用労働部が4月に発表した「職場内いじめ申告事件現況」(2020年3月末)によれば、申告は50人未満の事業場が57.5%だった。職場の甲質119は「政府は10人以上の事業場の就業規則に、職場内いじめに関する規定を入れたことを確認せよ」「暴言の申告が入ってきた会社を勤労監督せよ」と提案した。実効性を高める方法として△加害者処罰、△親戚・元請け・住民などにも法を適用、△4人以下の事業場への適用、△措置義務不履行への処罰条項の新設、△義務的な教育、を提示した。2020年6月15日 毎日労働ニュース チョン・ソヒ記者

■職場での感染は「コロナ産災」申請は67人だけ

国内で初めての新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の患者が発生して5ヶ月が過ぎたが、職場でCOVID-19に感染して業務上疾病(産業災害)の認定を申請した人数は70人にもならないことが確認された。労働者の健康権に責任を負うべき雇用労働部と勤労福祉公団は、もっと積極的に産業災害の申請を案内するべきだ。

公団によれば、COVID-19感染で産災の承認を申請したのは67人(20日現在)で、この内27人が業務上疾病判定委員会の審議を経て「コロナ産災」を認められ、39人は調査を進行中だ。感染経路が不明な事務(行政)職1人は不承認とされた。産災申請は事業主が産災保険に加入していない場合でも、産業災害補償保険法上の勤労者と認定されれば、誰でもできる。

産災申請をした労働者の職種を見ると、△ホームヘルパー24人、△看護師20人、△コールセンター相談員7人、△事務(行政)職4人、△病棟ヘルパー2人、△社会福祉士2人、△医師2人の順で、COVID-19の陽性者または感染脆弱層との接触が多い医療とケアサービス労働者の比重が70%以上だ。この他に物理療法士・建物管理員・飛行機の乗務員・サービス従事者・栄養士・環境美化員の職種で、1人ずつが申請した。公団の「感染病産災認定指針」を見ると、顧客応対など、感染の危険がある職種や、業務中に感染源への曝露が避けられないことなどが認められれば、産災の承認を受けられる。

しかし、実際に集団感染が発生した事業場では、労働者が産災申請ができることさえ知らないケースが少なからずある。例えば、クパン物流センターのCOVID-19集団感染に関

して、正義党と民主労総・公共輸送労組空港
港湾運送本部は18日「集団産災申請」を行
うと明らかにした。しかし、産災申請に関す
る労組への相談件数は低調だ。労組の組織部
長は「産災によって補償がされるという事実
が、物流センターの被害労働者にキッチンと知
らされておらず、今も申請者を募集中」と話
した。

コールセンターの労働者の状況も似てい
る。疾病管理本部は3月に、ソウル・九老
区のコールセンターだけで97人の労働者が
COVID-19に感染したと集計している。大邱
とソウル・中区・鍾路区などでも次々発生
した集団感染の事例まで含めれば、全国の
コールセンターだけでおおよそ200人が陽
性だったと推定される。しかし、これらの中
で「コロナ産災」を申請した労働者は7人に
過ぎない。

労働健康連帯のパク・ヘヨン労務士は
「COVID-19に感染した労働者が産災を申請
をすれば処理する、といった保守的な態度で
なく、労働部が率先してこれらを助けるため
に、産災の申請方法などを積極的に広報する
必要がある」と指摘した。2020年6月23日
ハンギョレ新聞 ソン・タムン記者

■勤労監督官がむしろ「甲質」／「いじめ放 置」による二次被害が多い

10年以上働いたKさんは「企業機密」を
理由に勤労契約書を一度も見ることがない。
退職後には退職金も受け取れなかった。雇用
労働部に陳情して調査が始まった。会社側が
作成した偽の書類には、自身のサインが盗用
されていた。Kさんは「私は左利きで、書類
に書かれた文字と円を描く方向などが違う」
と話した。Kさんによれば、勤労監督官が「私
は右利きで、そんなことは分からない」と、

Kさんの反発を握りつぶした。28日、市民
団体「職場の甲質119」が、勤労監督官の
甲質によって、陳情者が二次被害を受けてい
るとして発表した事例の一つだ。調査によれ
ば、昨年7月16日から「職場内いじめ禁止
法」が施行されたのに、労働者の陳情を放置
する勤労監督官が多かった。加害者の事業主
に被害者の調査をさせた勤労監督官、「私も
会社で(加害者と似た)行動をする。そんな
のは甲質ではない」として、むしろ被害者に
忠告をした勤労監督官のような事例も登場し
た。ある勤労監督官は「職場内いじめに関し
ては、私どもに直接調査をする権限自体がな
い」と言うこともあった。

職場の甲質119は、今年3月に労働部が
発表した「職場内いじめ陳情事件処理現況」
で、終結した事件のうち、「取り下げ」が
47.9%に達するとして、「勤労監督官が『職
場内いじめ禁止法』を『職場内いじめ放置法』
にしている」と批判した。更に「『職場内い
じめ禁止法』の施行以後、労働庁に陳情を提
起した労働者の中の大多数は、労働部が労働
者の権利保護の観点で積極的に法を解釈す
るのでなく、法の限界だけを説明し、進んで
使用者の肩を持つ様子が確認された」と指摘
した。政府が職場内いじめ禁止法に加害者処
罰条項を新設して4人以下の事業場にも適用
するなど、制度を改善して法の実効性を高め
なければならないとした。2020年6月28日
京郷新聞 コ・ヒジン記者(翻訳:中村猛)



前線から

雇用なき労働と 外国人労災

三 重

フレドリックさんは2017年にガールフレンドと短期滞在で来日し、直後に二人で難民申請を行って今日まで滞在を続けている。この3年の間に二人の子も儲け、一家で仲良く暮らしてきた。

フレドリックさんは、まったく日本語ができないことなどから自ら職探しはできず、外国人を積極的に受け入れる派遣会社を通じて働いてきた。就業場所は主に東海地方の建設業であり、同僚もペルー人やブラジル人などが多かった。

このような環境で、フレドリックさんは2度の業務上災害に罹災した。最初は岡山県の現場で、ソーラーパネルの設置をしていたときにクレーンに吊るされた資材で胸を強打し、負傷している。このときは「事故のことは誰にも言うな」と言われて、しばらく仕事を

休んだものの、すぐに現場に復帰した。

二度目の事故では、足場資材である鉄骨に左手薬指を挟まれて開放骨折する怪我を負い、相当期間休業せざるを得なかった。一向に回復する兆しを見せない指を抱えて1か月以上休んだことにより、その間の賃金も支給されないことから、乳飲み子を含む家族を抱えるフレドリックさんも焦ってきた。

そこではじめて相談のために連絡をしてきたのだが、本人の認識では、フレドリックさんは三重県鈴鹿市の人材派遣会社であるジェリックから、日当14,000円で工事現場に派遣されている派遣労働者である。建設業は派遣禁止業務であるため、おそらく一次下請である株式会社妃翔からジェリックが業務を請け負うという形になって

いるのだろう。ジェリック社の代表取締役も現場と一緒に入場して作業をしている。ところが、給与明細もきちんと保管しているというので見せてもらったところ、「請求書」と記載されていた。建設作業員によくある、働いた側が親方に請求するという形式である。控除欄には「労災特別加入保険料」という記述もあり、フレドリックさんが一人親方扱いになっていることがわかった。

ジェリック社は念入りに、フレドリックさんら職人と現場毎に業務請負契約を結び、さらに各人に税務署へ開業届を出させて、フレドリックさんがいかにも個人事業主であることを強調していることもわかった。もちろん、先にも述べたように日本語ができないフレドリックさんは、何に署名させられているかわからないし、そもそも本邦に税金を納めたこともない。自筆で「Suzuran」と屋号欄に書き込んであるが、「好きな日本語を書け」と言われたので、お気に入りの邦画で主人公が通う高等学校名を書いたに過ぎなかった。

難民申請者が個人事業主になるということが、出入国管理法上認められるのかということ、外国人の在留資格に精通した行政書士に尋ねてみると、個人事業主として収入を得ることに問題はないという。

こうなってくるとただでさえ劣悪な外国人雇用がますます醜くゆがんでいく。難民申請者であると大使館などの在日公館からの支援は受けられないし、雇用されていないことで「外国人雇用状況の届出」はされず日本政府にも把握されない。社保、雇保、労災いづれも加入しないまま、事故や病気の際でも何ら社会保障を受けることができない。

また、今回は元請である日揮ホールディングス（横浜市）による対応の悪さも相まって、本来であれば単純な労災隠し事案も支給決定までずいぶんと時間がかかってしまった。フレドリックさんの労災請求についてどのように下請に伝えたのか分からないが、ジェリック社はフレドリックさんに対して取り下げを求めてきた。取り下げないと訴訟をすると脅したり、夜半

に大勢でフレドリックさんの自宅を急襲したりなど、他社で同種の事件が発生した際であればまず起こりえないことが起こってしまった。このことについて日揮ホールディングスに対して下請への指導を求めると、「うちがやったわけじゃないし」と人を食った対応をしてくる。また、元請としてフレドリックさんと直接話をしたい、という申し入れは理解できるが、妃翔とジェリックの同席が前提というのは、まったくもって不可解である。果てには、妃翔とジェリックに聴き取りを行い、「どうやって事故が発生したのか分からないし、フレドリックさん自身が労災保険を請求しないでくれ、病院に連れて行かないでくれ、と言っていた」という報告を書面で送ってきた。このような稚拙な報告を真に受ける元請による事業主証明など、頼まれても受け取る気にはならない。

フレドリックさんの事件は、第三者が介入したことで労災の手続きを進めることができた。しかし大手企業でも上記のような対応をする会社があるし、下請け

の零細事業所がわざわざ傘下の職人を個人事業主として何重もの偽装をすることにより、労災請求の困難さは尚更増していく。加えて田舎の病院や監督署であれば、事業主証明がなければ請求を受け付けないと門前払いをすることもあるだろう。

ところで、ジェリックの代表者はペルー人であり、先にも述べたとおり自ら作業現場に入る。事業者としてこのような脱法行為に関する知識があるようには思えず、従業員を一人親方扱いするやり方は、自ら考えた方法ではないと確信している。外国人労働者というと、技能実習や特定活動などが頭に浮かぶが、これらは雇い入れまでに非常に煩雑な手続きを要する。また、技能実習については雇い入れ後も継続して行政の監視にさらされる。一方、定住者や難民申請者については、社会保障負担なし、雇用責任なし、必要な時だけ使用、という使い方ができるし、このような働き方がビジネスモデルとして共有されていても不思議ではない。ジェリックのよくできたウェブサイトと、現場

で頑張る職人然とした代表者の姿のギャップから、誰か指南役がいるのかもしれない。今回の事件は、悪質であるとして所轄労働基準監督署による臨検が進められている。現在のところ、

ジェリック社は黙秘を貫いているらしいが、黙っていれば何も咎められないというものではない。調査を通じて明らかになっていくことを期待したい。

についてカリギスさんの不注意、と記載していた。監督署による調査開始後も、監督官に対してカリギスさんが負傷した原因であるスプレー作業、すなわち、成形機に対してシリコンを射出する作業は、1時間に一度程度で十分であり、その作業の際には機械を停止して作業をすればよかったのだ、と説明したという。逆にカリギスさんによると、スプレー作業は2回に1回行い、この結果2つに1つはシリコンが付着している不良品となるものの、その次の製品はまったく問題ないことが明らかなので、一つ一つ不良か否かをチェックしなくてもよくなる。そしてこのように量をこなさないで課された生産ノルマが達成できないという。不良品は再生できるので、ランニングコストを考えなければこの方法が一番効率が良いらしい。昼勤の日本人従業員が口を揃えてカリギスさんの作業の仕方が悪い、と証言したことについて、温厚なカリギスさんも「それじゃ夜勤を見てみなよ！みんな私と同じように作業しているから！」と声を荒げたほどである。

射出成形機による切断事故その2 インドネシア人労働者

三重

事業所内の不安全行動や 安全衛生上の不備

鋳物の中子を製造する会社で、射出成形機に右手を挟まれて切断したカリギスさんの話を聞いていると、発生現場では事業所は普段から不安全行動が目立つ。射出成型機にはいずれも安全装置が装備されていなかったばかりか、所轄労働基準監督署を取材したところ、20年ほど前には死亡事故を発生させたことがあるらしい。天井クレーンのフックが劣化していたが、点検もせず使用し、フックから運搬物が落下したことにより、その下で作業をしていた従業員が死亡したのである。機械に指を挟まれて切断するような事故は頻繁に発生しており、その都度正勤告を受けてきた。

カリギスさん自身も、不安全行動を強いられたことがある。天井クレーンが故障した際に、高所（床上3mほど）に設置されているバンクまで梯子で登って製造資材を運ばされた。このとき、片手で資材の詰まった30kgほど袋を担ぎ、片手で梯子を握って登ったのである。しかも安全帯もしていなかったというから、危険極まりない。

このような会社であるため、今回の事故についても6月25日に送検し、東海地方では報道もされた。違反法条は安衛法20条（機械等による危険防止措置）および労働安全衛生規則107条（掃除等の場合の運転停止）である。

もともと、療養補償給付請求書には、事故の背景に

ここまで来ると、昼間にちんたら作業をして達成できなかったオーダーを、夜勤の外国人労働者がしりぬぐいをしているのではないかと勘ぐってしまう。

また、会社は機械の扱い方や作業の手順書は機械の傍に掲げられている、と抗弁する。しかし掲げられているのではなく、いくつもの手順書が工場の隅のラックにまとめて放り込んであるだけである。夜勤は技能実習生を含む外国人しか働いておらず、日本語で書かれていれば誰も読めないし、そもそもそこに手順書があることすら知らなかった。

雇い入れ時の安全教育は、前回でも報告したとおり派遣会社が行うべきところを派遣先任せになっていたが、その派遣先でも行われていなかった。夜勤の外国人労働者同士、ほかの従業員が作業しているのを見て覚えて行ったという。操作盤には緊急停止ボタンが付いているが、カリギスさんはそれすら知らなかった。

危険な業界と 安全意識の欠如

ところで、この事業所は日本鋳物中子工業会の副会長を務める企業である。業界の活性化を図り、ともに発展していくために要職に就いたものの、労働安全衛生法違反で書類送検されてしまうという憂き目にあった。副会長職を降ろされても文句は言えないだろうが、実は会長を輩出している企業も平成31年2月1日、カリギスさんの事件とほとんど同じ事故で松江労働基準監督署によって送検されていることがわかった。

当時の記事を読むと、鋳型用の中子を作るために砂を加圧する鋳型中子造型機を使用していた際、取り付けられていた光線式安全装置のスイッチを無効化させたまま使うよう会社に指示されていたため、左右に開閉する機構の間に体の一部を挟まれて負傷している。被災労働者が派遣労働者であるところも今回の事件と同じである。

カリギスさんが働いていた事業所は、今回の事故を契機によりやくすべての機械に安全装置を取り付けた。500万円以上の出費だったと派遣会社を相手に

ばやいていたらしいが、カリギスさんに対する損害賠償額を試算してみると、労災補償分を引いても7000万円を超える。この数字に基づいて上乗せ補償の支払いを求めたが、その中で社長自ら「申し訳ない」、「今後は安全第一」と繰り返す一方、「どんなに注意したところで人間のやることだから安全装置のスイッチを切ってしまうとかあるかもしれないし…」などと、監督署の捜査とそれに続く検察からの呼び出しで疲れ切っているせいか、本音もちらほら出してくる。安全装置のスイッチを切ってしまうのは仕事を急くからだということに気が付いているのだろうか。このままだと第三の事件が発生する日もそう遠くないような気がする。

被災者のカリギスさんは障害等級5級が認められ、障害補償年金を受給することが決まった。あとは家族の待つ故郷に帰るばかりである。出国時に生まれたばかりであった長男とはこれまでスマートフォンの画面越しで話をしてきたが、ようやく直接話ができること今

から楽しみにしている。利き腕がない不自由は一生続くが、これからは豚でも飼

いながら子供の成長を見守っていこうと考えている。

会社飲み会後の事故を通勤災害と認定

大阪

4月号の中でも私の経歴を少し紹介したが、約20年程前に某組合の安全衛生委員会に所属し、毎年2月頃から5月にかけて組合員の全ての職場を安全パトロールに回っていた。

その時、泉北地区の組合員が通勤災害で労災申請をしていたことが分かり、会社や組合員から状況を聞き取ると、年末に仕事が終わった後、会社敷地内で飲み会が企画され下請け等も招集され、焼き肉パーティーが行われ、約2時間30分ほどで終了し、被災者は単車で帰宅する際、自損事故で転倒負傷したとのことであった。所轄は岸和田労働基準監督署で、直ちに岸和田労働基準監督署へ出向き、労災の調査状況を尋ねたところ、労災課長は不支給決定を出す直前であった。調査が不十分な事もあり、組合で再調査を行い資料を提出するために決

定を出すのを止めた。会社、組合、下請け、同僚等からの当日の状況報告を受け、飲み会は会社の指示・支配下にあったものと判断し、詳細を岸和田労働基準監督署に報告・提出した。しかし、飲み会を業務でなく通勤からの「逸脱」とされた場合、判例を見ていると通勤から逸脱した時間は約2時間以内となっており、実際に逸脱した時間は2時間30分であったので、時間的問題をどうするのが気にかかっていた。この段階で時間の問題はあったが、飲み会を業務として、岸和田労働基準監督署が支給決定するであろうことは推測できた。

そうしている中、ある日突然に被災者の長男と名乗る男性が労働組合の事務所を訪ねてこられ「この事故が労災認定にならなかったら、会社を訴える」と発言した。その時点で被災者は

意識はあるものの、四肢が完全に麻痺しているとのことであり、当時、地区のサナトリウムへ入院することへの地域的な偏見などもあった。岸和田労働基準監督署へ必要な意見書等を提出して2カ月ほどすると長男さんから決定通知書が届いたとの知らせがあり、後遺障害1級の決定であった。

パトロール活動を行っていなければ救済できなかった事案である。しかし、その後、「安全委員会は飲酒運転も労災認定させる、何でも有りか」などと批判を浴びる結果となったが、労災事案と刑事事件とは基本的には違う事案であって、そのことも踏まえ監督署が決定を下したものであり、いろいろと批判はあったものの被災者を救済できたのも事実である。その後の話で、不十分な調査で不支給決定を出そうとした労災課長と担当者の2人が異動になったと聞かされた。(事務局：林繁行)



6月の新聞記事から

- 6/1** アスベストを扱う工場や施設があった一部地域を対象として環境省が2015年度に始めた調査で、19年度までの5年間で3割を超える住民に石綿を吸引したとみられる所見があったことが分かった。石綿被害に対する健康管理方法を検討するための試行調査として実施。対象地域は19年度までに、さいたま市や神戸市など9都府県の27自治体となっている。
- 6/2** 関東地方の保険代理店に勤務する20代男性が、性的指向を上司から同僚にはく露されて精神疾患になったとして、労災申請をする。男性は2019年に営業職で入社。会社の代表と上司の2人に同性パートナーがいることや自身の性的指向も打ち明け、「同僚には自分のタイミングで、自分から伝えたい」との要望を伝えていたが、上司がパート女性に話し、その女性から無視をされたり避けられたりするようになった。アウトティングとパワハラが重なったことで、男性は同年12月に心療内科で抑うつ状態と診断を受け、現在まで休職している。
- 熊本県の2市2町で作る菊池広域連合消防本部の救急救命士の男性係長が4月、パワハラ被害を訴えるメモを残して自殺した。同本部は第三者委員会を近く設置する方針。係長は50代の男性職員1人の名前を挙げて「パワハラ、おどし いつもそういう事ばかり」などと書いた自筆メモを残していた。
- 6/3** 三重県は、「アウトティング」の禁止を都道府県で初めて条例に盛り込む方針を決定した。
- 6/4** 福岡県内に住む元看護師の女性が、中皮腫になったのは、手術用の手袋を再利用する際、アスベストが含まれるタルクをまぶす作業を長年行っていたからだと、国から労災の認定を受けていた。医療従事者がタルクによるアスベスト被害で労災認定を受けたのは全国で4件目。女性は3年前、中皮腫を発症し、今年1月、久留米労働基準監督署が労災と認定した。
- 6/8** 新型コロナウイルスのクラスターが発生した東京都中野区の中野江古田病院に勤務し、自身も感染した女性看護師について、新宿労働基準監督署が労災認定した。認定は4日付。女性は4月29日に感染が確認され、5月15日に労災申請した。
- 6/10** 回転ずしチェーン「元祖寿司」で2019年5月、都内の店舗の男性店長が致死性不整脈で死亡したのは長時間労働が原因だったとして、三鷹労働基準監督署が労災認定した。5月25日付。男性は14年4月に入社。19年2月から東京都武蔵野市内の店舗で店長を務め、同5月7日未明に勤務を終えて帰宅後、亡くなった。労基署の認定では、死亡前の6カ月間の時間外労働は月平均84時間だった。
- 6/11** 東京都内のビルメンテナンス会社の取締役だった男性が2017年6月脳出血を発症したのは、長時間労働が原因だったとして、中央労働基準監督署が1月10日に労災認定していた。勤務実態から「労働者性」が認められた。1993年に入社、その後、取締役に就任したが、会社の経営判断には関与しておらず、ほかの従業員と同じように設備管理業務をおこなっていた。右半身麻痺や言語障害が残った。中央労働基準監督署は、発症前1カ月143時間53分の時間外労働があったとして労災認定した。
- 6/16** 西日本高速道路（大阪市）の男性社員が2015年2月に過労でうつ病を患い自殺した問題で、神戸第2検察審査会は、業務上過失致死容疑で告訴された元上司ら8人を不起訴とした神戸地検の処分について、不当と議決した。3月25日付。議決理由では、長時間勤務になった男性がうつ病を発症して自殺する可能性は予想できたと指摘。会社側が労働時間を確認せず、安全配慮義務を怠ったと結論付けた。
- 映画配給会社UPLINKおよび関連会社の元従業員5人が、同社の代表浅井隆からパワハラを受けたとして、損害賠償を求める訴訟を提起した。浅井による従業員への人格否定や恫喝といったパワハラが長期にわたり日常的に行われていたとしている。原告のうち4名が実名と顔を公表し記者会見した。元従業員を対象にした被害者の会やWebサイト、公式SNSを立ち上げた。
- 6/17** 三菱自動車工業の男性社員が2019年に自殺したのは、月139時間超の残業による精神疾患が原因だったとして、三田労働基準監督署が労災認定していた。認定は5月28日付。男性は1993年4月入社。18年1月から経験がない軽自動車の商品企画を担当した。男性は19年2月7日、横浜市内の寮の自室で自殺。労基署は直前1カ月の残業時間が139時間超。
- 6/22** 元TBS記者からの性暴行被害を訴えたジャーナリスト伊藤藤織さんを中傷する内容のイラストが、ツイッターなどSNS上で出回り、6月8日、これら虚偽の内容のイラストを描かれたうえ、リツイートで拡散されて名誉を傷つけられたとして、漫画家のはずみとしこ氏と、リツイートした医師とクリエイターの男性2人の計3人を相手取り、損害賠償や投稿の削除、謝罪広告を求めて東京地裁に提訴した。
- 6/24** 厚生労働省はアスベストによる肺がんや中皮腫などにかかり、2019年度中に労災認定されたのは1090件で、前年度に比べ93件増えたと発表した。申請は1206件で37件増えた。認定の内訳は、中皮腫が640件と最も多く、肺がんが373件。胸膜が癒着する「びまん性胸膜肥厚」が50件、石綿が原因で胸部に水がたまる「良性石綿胸水」が27件だった。
- 地方公務員災害補償基金は、新型コロナウイルスに対応していた地方公務員のうち、医療従事者や救急隊員計3人を公務災害と認定した。10日時点での集計で、認定はこれが初めて。
- 6/25** 政府は「全世代型社会保障検討会議」を開き第2次中間報告をまとめた。フリーランスとして働く人に関し、国の労働災害保険の「特別加入制度」対象拡大を検討すると明記した。
- 6/26** 厚生労働省は仕事の原因でうつ病などの精神疾患にかかり、2019年度に労災申請したのは前年度比240件増の2060件、労災認定されたのが509件で、いずれも1983年度の統計開始以降、最多だったと発表した。女性の申請が164件増の952件と、男性に比べ大幅に増加。認定されたケースのうち自殺が88人で前年度より増えた。認定原因では「嫌がらせ、いじめ、暴行」が79件、「セクハラ」42件など職場でのハラスメント関連が多かった。

腰痛予防に腰部保護ベルト-宇土博医師(広島労働安全衛生センター顧問)監修 ミドリ安全(株)製

らくようたい インナー&アウタータイプ

Super (スーパーリリーフ) **NEW!**
Relief インナータイプ



腹圧効果、骨盤補強効果で腰への負担を軽減。高い運動性と快適性。スーパーリリーフは、かさばらない肌着感覚のインナータイプで制菌効果・遠赤効果のある素材使用。

種類	型	色	サイズ	S	M	L	LL	LLL	
らくようたい	男	DR-1G	黒/白	ウエスト	72-80	80-88	88-96	96-104	104-112
	女	DR-1L	黒/白	ウエスト	56-64	64-72	72-80	80-88	-
Super Relief	兼用	Super Relief	グレー・ブル -(ツートン)	ウエスト	56-65	65-85	85-100	100-110	-
				骨盤回り	64-72	70-88	85-102	100-112	-

(頒価) 5,700円(送料別) ■種類、性別、色、サイズをご指定の上、ご注文ください。
■パンフレットあります。関西労働者安全センター-TEL.06-6943-1527 FAX.06-6942-0278迄

「関西労災職業病」定期購読のお願い

「関西労災職業病」は毎月1回の発行で頒価は下記の通りです。定期購読のお申込み・ご入金には郵便振替をご利用ください。労金口座をご利用の場合は、住所・氏名を別途電話、はがき等でお知らせください。

- 郵便振替口座 00960-7-315742 関西労働者安全センター
- 近畿労働金庫梅田支店 普通 1340284 関西労働者安全センター

1部		200円
年間定期購読料(送料込み)	1部	3,000円
"	2部	4,800円
"	3部以上は、1部につき	2,400円増
会員購読料	安全センター会員(会費月1口1,000円以上)には	1部無料配布。2部以上は1部150円増

Culture & Communication

— 封筒・伝票からパッケージ・美術印刷 —



株式会社

国際印刷出版研究所

〒551-0002 大阪市大正区三軒家東3丁目11番34号
TEL.06 (6551) 6854 FAX.06 (6551) 1259